

波佐見町障害者活躍推進計画

機関名	波佐見町（町長部局）
任命権者	波佐見町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
波佐見町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	波佐見町においては、令和元年6月1日現在で、法定雇用率2.5%を満たしている。 しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。 そのため、令和2年度以降も引き続き障害者の積極的な採用を実施する必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年 of 任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年 of 任免状況通報を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行うものとする。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用の推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じ検討を行う。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。